

1. 付加価値税

❖ 政令・第 126/2020/ND-CP 号のいくつかの新しい点

2020年12月7日付、税務総局は税務管理法のいくつかの条項を詳細に規定する政令・第126/2020/ND-CP号の内容を紹介する為、オフィシャルレター・第5189/TCT-CS号を発行しました。付加価値税についての注意すべき新しい点は以下ようになります。

- 税務申告書類の補足申告：

5.1目において、2つの新しい点を規定：

今回の課税期間の税務申告書類及び税務還付申請書類をまだ提出していない場合、納税者は還付申請の付加価値税額の増加を補足申告することができます（第7条4項b点）。

- 投資プロジェクトに対する付加価値税の申告：

5.2目において、2つの新しい点を規定：

納税者が付加価値税が還付される対象に属する各投資プロジェクトに対する付加価値税の税務申告書類をプロジェクトごとに個別に作成及びそのプロジェクトがある所の税関へ納め、同時に各投資プロジェクトごとに、プロジェクトへの使用のために購入した商品、サービスの付加価値税額は同じ課税期間に行っている営業活動の付加価値税の納付額（あれば）と相殺しなければなりません。（第7条2項d点及び第11条1項a点）

- 付加価値税の申告期間の確定

5.2目において、5つの新しい点を規定：

- 納税者が月次税務で申告しているが、四半期ごとの税務申告の条件を十分に満たす場合、四半期ごとに税務を申告するか続けて月次税務の申告をするかの選択をすることができます。
- 月/四半期で税務申告期間が陽暦の通年で安定、月次申告を実施しているが、四半期ごとの申告条件を十分に満たし、四半期ごとの申告へ変更する場合、税務機関に申請書を作成し、

提出する必要があり、付加価値税の四半期ごとの申告を実施しているが、四半期ごとの申告の条件を十分に満たさないことが発見された場合、前四半期の月次税務申告書類の再提出は必要なく、四半期ごとに申告された税額と比較する月次の未納付税額の確定書を提出し、延滞税を計算しなければなりません。（第9条）

- 税務申告書類の提出場所

5.2目において、6つの新しい点を規定：

納税者は本社に集中に計上するが、本社があるその他の省レベルの行政単位に置く付属ユニット、事業場所がある場合、納税者が本社にて税務を申告し、国家予算収入が受け取られる各地域による未払い税務義務を割り当てます。（第11条第2項）

2. 個人所得税

❖ 労働契約書の解約後に対する個人所得税

2020年11月13日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第99060/CTHN-TTHT号によると、労働契約書の解約後の個人所得税の源泉徴収の案内については以下ようになります。

会社が労働者に労働契約の解除後（会社と3ヶ月以上の労働契約を締結）に給与、報酬の性質がある利益及びその他の支払いを支給する場合、この支払い額が2,000,000 VND以上であれば、会社が労働者に支給する前に、総所得の10%の個人所得税の源泉徴収をしなければなりません（個人所得税の計算の際に差し引かれる所得及び個人所得税の非課税所得を除く）。

❖ コロナウイルス禍に従業員へ支給する支出に対する個人所得税

2020年11月10日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第97748/CT-TTHT号によると、コロナウイルス禍に従業員へ支給する支出に対する個人所得税についての案内は以下ようになります。

会社はコロナウイルスの発生期間中に法律の規定に従って、隔離を実施しベトナムに勤務する外国人専門家である成員一名から成る有限会社の社長（個人がオーナーではない）への隔離費用が発生し、これらの費用の内容に受益者の名前が明確に記載されている場合、通達・第 111/2013/TT-BTC 号の第 2 条 2 項 d.3.2 節にある規定に従って、個人所得税の課税所得に計算されます。

❖ 株式での配当に対する個人所得税

2020 年 11 月 17 日付、株式での配当に対する税務政策について、ハノイ市税務局はオフィシャルレターを発行しました。具体的には：

個人が株式での配当を受ける場合、株式を受ける際には個人所得税を納税する必要はありません。これらの株式数の譲渡の際に個人が資本金投資 (5%) からの所得及び株式の譲渡 (0,1%) からの所得に対する個人所得税を納税する必要があります。

❖ 外国人への扶養家族控除

2020 年 10 月 28 日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第 4590/TCT-DNNCN 号によると、外国人への扶養家族控除の政策についての案内は以下のようになります。

ベトナムに勤務する外国人専門家である個人納税者は初年度（2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで）の確定申告を行った際に居住者になる場合、2019 年 7 月から 2019 年 12 月まで 9,000,000 VND/月（本人）及び 3,600,000 VND/月（被扶養者）の扶養家族控除を適用します。2020 年 1 月から 2020 年 6 月まで 11,000,000 VND/月（本人）及び 4,400,000 VND/月（被扶養者）の新しい額を適用します。

❖ 政令・第 126/2020/NĐ-CP 号のいくつかの新しい点

2020 年 12 月 7 日付、税務管理法のいくつかの条項を詳細に規定する政令・第 126/2020/NĐ-CP 号の内容を紹介する為のオフィシャルレター・第 5189/TCT-CS 号が税務総局より発行されました。個人所得税につき、いくつかの新しい点で注意すべき点は以下のようになります。

- 税務申告書類の補足申告：

5.1 目において、1 つの新しい点を規定：

所得を支給する組織、個人が給与、報酬からの個人所得税の確定申告書を補足申告する場合、間違った月、四半期の相応する申告書も補足申告する必要があります。（第 7 条 4 項 a 点）

- 個人所得税の申告

5.14 目の a 項において、1 つの新しい点を規定：

所得を支給する組織、個人で、月次、四半期ごとともに個人所得税の源泉徴収額が発生しない場合、税務を申告する必要があります。（第 7 条 3 項 b 点）

- 税務申告書類の納付場所

5.14 目、c 項において、3 つの新しい点を規定：

直接申告の対象となる収入があり、支払機関が源泉徴収した収入もある場合での 2 ヶ所以上に給与又は報酬がある個人に対する個人所得税の確定申告書の提出場所は年中の最大の収入源がある場所の税務機関になります。

3. 法人税

❖ 法人税の減税期間の確定

2020 年 11 月 10 日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター第・997746/CT-TTHT 号によると、法人税の減税期間の確定については以下のようになります。

会社は 2020 年 9 月 25 日付、政府発行の政令・第 114/2020/NĐ-CP 号に規定する対象に属し、同時に 2020 年の総売上が 2 千億ドンを越えない場合、2020 年の法人税の納付額の 30% が減税されます。政令・第 114/2020/NĐ-CP 号の第 2 条、第 3 条に従って四半期の仮納税及び 2020 年の法人税の確定申告を実行する際に、2020 年の法人税の減税額を自的に確定するには、2020 年の法人税の減税条件に基づきます。

会社は暦年と異なる会計年度を適用している場合、法人税の課税期間は 2014 年 6 月 18 日付、財務省発行の通達・第 78/2014/TT-BTC 号の第 3 条 2 項に規定する会計年度に従って確定されます。

❖ 新型コロナウイルスの影響で停止されている固定資産の減価償却費用

2020 年 10 月 9 日付、財務省発行のオフィシャルレター・第 12452/BTC-TCT 号によると、新型コロナウイルスの影響で停止されている固定資産の減価償却費用に対する法人税政策については以下のようになります。

新型コロナウイルスの影響は市場需要を減少させ、企業は 2020 年の法人税の課税期間に困難に直面し、9 ヶ月未満のいくつかの固定資産の稼働を停止せざるを得ず、その後、固定資産が生産事業活動のために引き続き使用される場合、財務省の通達・第 96/2015/TT-BTC 号第 4 条 2 項 2.2 点に規定する季節性生産による一時停止の場合に属します。

それによると、企業は減価償却し、法人税を計算する際に、9ヶ月未満の停止期間中の固定資産の減価償却費用は控除される費用に計算することができます。

❖ 法人税の仮納税

2020年12月7日に税務管理法のいくつかの条項を詳しく規定する政令・第126/2020/ND-CP号の内容を紹介する為、税務総局はオフィシャルレター・第5189/TCT-CS号を発行しました。その中で特に注意すべきいくつかの点は以下のようになります：

5.4目において、2つの新しい点を規定：

- 四半期ごとの法人税を仮納税する義務について、それによると2021年度の課税期間以降、最初の3四半期の仮納税した法人税の総額は法人税確定申告書に従う法人税納税額の75%より低くはいけません。
- 納税者は最初の3四半期の仮納税する必要がある税額に比べ、税金を不足に納税した場合、法人税の仮納税期限の最終日の翌日から国家予算に不足の税金を納税した日までの未払いの税額に基づいて計算する延滞料を納める必要があります。（政令・第126/2020号の第8条6項b点）

4. その他

❖ 関連当事者取引

2020年11月5日付け、政府発行の関連当事者取引がある企業に対する税務管理規定についての政令・第132/2020/ND-CP号によると、以下の内容になります。

関連関係がある当事者の定義を拡大します。

- 以下の関係がある人々に運営もしくは財政、人事及び経営活動を監察される二つの企業。
 - 継父、継母、妻の両親、夫の両親
 - 前妻又は前夫との実子、嫁、婿
- 企業を監察、運営している個人又は本項のg号の關係に属する個人との以下の取引が発生する企業
 - 本期での所有者の資本の少なくとも25%の資本に対する譲渡又は譲り受け取引
 - 本期での所有者の資本の、取引発生時点で少なくとも10%の金額に対する貸借取引

本政令は2020年12月20日より有効になり、2020年の法人所得税期より適用されます。

❖ 税務、インボイスに関する違反に対する処罰

2020年11月12日付け、税総局発行の税務、インボイスの違反に対する行政処罰についてのいくつかの新しい点及び政令・125/2020/ND-CP号の展開についてのオフィシャルレター・第4818/TCT-PC号によると、以下の内容になります。

税総局は2020年12月5日から有効となる政令・第125/2020/ND-CP号の税務、インボイスに関する行政処罰の新しい規定をまとめました。

注意すべき点：

- 直接に申告し納税する支店、営業店に対し、税務、インボイスに関する違反があった際には、本社でなくその支店、営業店にのみ行政処罰を与えます。
- 申告、納税を代行する当事者（規定により）が違反した場合、その当事者のみ処罰します。
- 不足納税又は還付税額が上がることを導く虚偽の税申告は課税期間3期以上続けて違反すれば特に厳重な申告違反とみなされます。
- 同じ課税期間で同じ税額に対して複数の内容を虚偽に申告した場合、それらの違反行為は虚偽申告の行為だけとみなされますが、違反者は複数回違反という加重事由で最も高い罰金が科されます。
- 同じ課税期間で複数の通知、インボイスの報告書提出が遅延する場合、延滞納付という一つの違反行為だけとみなされますが、違反者は最も高い罰金を科され、複数回違反という加重事由が適用されます。
- 税務についての違反は、未納付税金、脱税額又は免税額、減税額、還付額が実際より1億ドン以上差があるなら、この違反は大規模な違反（罰金を激しくする為）とみなされます。
- インボイスについての違反は、インボイス10つ以上の違反をすれば大規模な違反（罰金を激しくする為）とみなされます。
- それぞれの加重事由/軽減事由に応じて罰金の10%、以前は20%、を加重もしくは軽減します。
確定申告を直接に行う個人に還付が発生する場合は、個人所得税の確定申告の税金の延滞納付に対する処罰は免除されます。

❖ 事業税の申告

2020年12月7日付け、税総局発行の税務管理法のいくつかの条項の詳細を規定する政令・126/2020/ND-CP号を紹介するオフィシャルレタ

一・第 5189/TCT-CS 号には、事業税について以下の注意すべきの新しい点があります。

5.21 目において、1つの新しい点を規定：

- 新たに成立し（個人事業主から変更された中小企業を含める）、新たな付属ユニット、営業店をさらに設立又は経営、生産活動を始めることで事業税を納付する納税者（家族経営、個人事業主を含めない）（以下、「組織」という）は、新たに設立される年の翌年又は営業、生産活動を始める年の1月30日より前に事業税を納付しなければなりません。（第10条1項a点）

5.21 目において、2つの新しい点を規定：

年内に資本に関する変更があれば、事業税を納付する納税者は、変更情報を通知する年の遅くとも翌年の1月30日までに事業税を申告しなければなりません(第10条1項a点)。

5. 労務

❖ 2021年2月1日から発効される労働法を案内する政令

2020年12月14日、政府は労働関係および労働条件について労働法を詳細に規定、およびいくつかの施行を案内する政令・第145/2020/ND-CP号を発行しました。

- 新規定により、2021年2月1日から、1,000人以上の女性労働者を雇用している雇用者は職場で母乳の保管、搾乳のための部屋を設置しなければなりません。
- 注意すべきは、本政令は職場でのセクシャルハラスメントと見なされる行為を具体的に規定し、例えば：性的性質が含まれた身体の接触、示唆的な行動、ジェスチャーなどの身体的行動；直接、電話又は電子的手段を含む言葉による性的嫌がらせ、など。

具体的には、職場でセクシャルハラスメントに関する苦情、訴えがある際に、雇用者は迅速に抑制し、処理する必要及び性的嫌がらせを受けた申立人、告発者、被申立人、被告者の秘密保持、それぞれの名誉、信用、品格、安全を保護する措置を講じること。

- その他、特別な業種、職種、業務を勤務する労働者が労働契約を一方的に終了する時もしくは雇用者がこれらの労働者に対し、労働契約を一方的に終了する場合、事前に通知する期限は以下のようになります。
 - 無期限労働契約書もしくは12ヶ月以上の有期限労働契約書に対しては少なくとも120日前
 - 12ヶ月未満の労働契約書に対する期間は、少なくともその4分の1の日数

その中で、特別な業種、職種、業務というのは：航空乗務員；航空整備士、空路測量、開拓スタッフ、企業法、企業に投資する国家資本の使用管理法での管理職；海外で活動しているベトナム籍の船で働いている乗組員；ベトナム企業が貸し出す船で海外で働いている乗組員；法律で定めるその他のケース。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45号

Citilight Tower、7階、704室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。